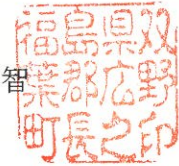


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 6 日

広野町長 遠藤 智



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鶴ヶ崎地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 2 月 20 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数 1

【個人 1 経営体】

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

圃場整備が実施されることから、農地の出し手となる意向のある人は、農地中間管理機構への貸付を工事終了後（平成 29 年見込み）に予定している。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 飼料米に取り組むことによって稲作経営の安定化をはかる。
- ・ 圃場整備を契機に、担い手への農地集積を行い、土地利用型作物による効率的で安定した生産を実現し、地域農業の維持発展をはかる。
- ・ 担い手への作業の集中を避けるために、中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、地域農業者で作業の分担をはかる。